

# 高齢者インフルエンザ予防接種(65歳以上)を実施します

インフルエンザは通常のかぜとは異なり、高熱や全身症状が現れ、あわせて咳や鼻水などの呼吸症状が現れます。特に高齢者がかかった場合は、肺炎等の合併症を引き起こす確率が高く、死亡することもありますので、予防接種を受けることをお勧めします。

## 対象者 甲賀市内に住所を有する以下の方

- ①接種当日において満65歳以上の方（昭和18年12月27日生まれ以前の方）
- ②60歳以上65歳未満で一定の心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能障がい、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいを有する方で、身体障害者手帳をお持ちの方、または、医師の診断書等で対象者と認められた方

※②に該当する方は保健介護課まで事前にご連絡ください。

## 接種期間 平成20年10月中旬～平成20年12月下旬（詳

細は各医療機関による）

**接種料** 1,500円(接種医療機関でお支払いください)生活保護を受けておられる方、平成20年度市民税非課税世帯及び市民税免除世帯の方は接種料が免除になりますので、お近くの保健センターで申請書を記入して提出してください。(免除書発行に2週間ほどかかりますのでお早めに申請してください)

**持ち物** 健康保険証又は後期高齢者医療被保険証、接種料（接種料免除の方は免除決定通知書）

## 実施医療機関

それぞれの医療機関で、接種日や時間が異なりますので、事前に電話などでお問い合わせください。

### 1. 接種を希望する日に直接行く(予約はいりません)

	医療機関名	住所	電話
水口	あん医院	水口町虫生野中央119-1	65-6884
	太田医院	水口町虫生野中央81-2 ※11月1日より実施	63-3553
	こんどう医院	水口町新城696	63-0530
	速水医院	水口町北泉1丁目128	65-3211
	田代外科医院	水口町泉1254	62-0635
	平川クリニック	水口町東名坂184-2	63-6373
	村上整形外科クリニック	水口町虫生野1095-4	63-7751
土山	うだ医院	土山町北土山1684-1	66-1050
	川端医院	土山町徳原451	67-0018
	中西医院	土山町北土山1433-2	66-0712
	かりゆしクリニック	土山町大野401	67-0155
甲賀	隠岐医院	甲賀町隠岐2089	88-4072
	隠岐医院大原中出張所	甲賀町大原中467	88-5390
	古西医院	甲賀町拝坂833-141	88-5575
甲南	今村医院	甲南町深川12201	86-2119
	甲南診療所	甲南町野川1233-6	86-2552
	甲南病院	甲南町葛木958	86-3131
	寺井医院	甲南町希望ヶ丘本町6丁目857-81	86-1112
	布留クリニック	甲南町寺庄1098	86-3135

### 2. 医療機関に予約する(事前に電話で予約をしてください)

	医療機関名	住所	電話
水口	岩谷医院	水口町中邸2-10	62-0053
	木村医院	水口町虫生野1017-7	62-2143
	公立甲賀病院	水口町鹿深3-39	62-0234
	中川内科医院	水口町水口5546-4	65-5410
	深井クリニック	水口町伴中山3802	65-4100
	水口医療センター	水口町貴生川1293	予約専用ダイヤル 62-3366
	水口病院	水口町本町2丁目2-43	62-1212
	山田外科医院	水口町八坂2-29	62-0893
土山	田崎医院	土山町黒川955-1	68-0139
甲賀	甲賀中央診療所	甲賀町田堵野916-4	88-5106
甲南	竹内整形外科	甲南町野尻77-1	86-8205
信楽	今西医院	信楽町長野855-1	82-0029
	信楽中央病院	信楽町長野473	82-0249
	独立行政法人国立病院機構 紫香楽病院	信楽町牧997	83-0101
	のぞき医院	信楽町長野1335	82-7887

## 問い合わせ

保健介護課 健康支援担当 ☎65-0703 FAX63-4085

問い合わせ  
中央子ども家庭相談センター  
☎077-562-1121  
FAX077-565-7235  
社会福祉課 家庭児童相談室  
☎65-0660  
FAX63-4085

子どもが大好きな健康で明るい家庭の方で、里親制度にご理解・ご協力いただける方は、中央子ども家庭相談センターまたは社会福祉課までお問い合わせください。

子どもが大好きな健康で明るい家庭の方で、里親制度にご理解・ご協力いただける方は、中央子ども家庭相談センターまたは社会福祉課までお問い合わせください。

子どもが大好きな健康で明るい家庭の方で、里親制度にご理解・ご協力いただける方は、中央子ども家庭相談センターまたは社会福祉課までお問い合わせください。

「里親」とは、児童福祉法に基づき、親の病気や離婚等様々な理由により家庭で生活することが難しい子どもを一時的、継続的に預かり、あたたかい愛情と家庭的な雰囲気の中で育てていただく方のことです。

子どもが明るく健やかに成長していくためには、あたたかい家庭が大切で、家庭の温もりを求めている子ども達が里親との出会いを待ち望んでいます。

あたたかい愛情で  
明るく健やかに  
10月は「里親月間」です